

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

一 道路の種類 県道

二 路線名 深谷寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で 先から同市柏合字山本六二番一地先ま	深谷市人見字仙元山一四〇五番一六地	区 間
十二・二〇〇〇一四・八〇		敷地の幅員 (メートル)
一五〇・〇〇		延長 (メートル)
		備 考